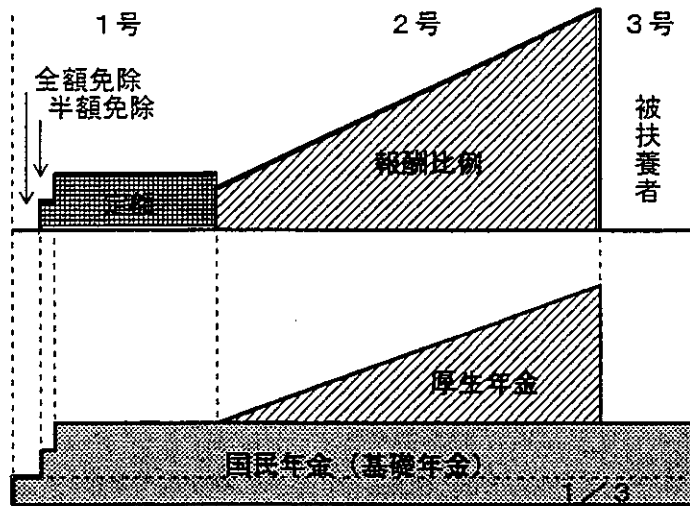


# 我が国の社会保障制度の体系図（イメージ）

## 年金

負担

給付



※対象：20歳以上

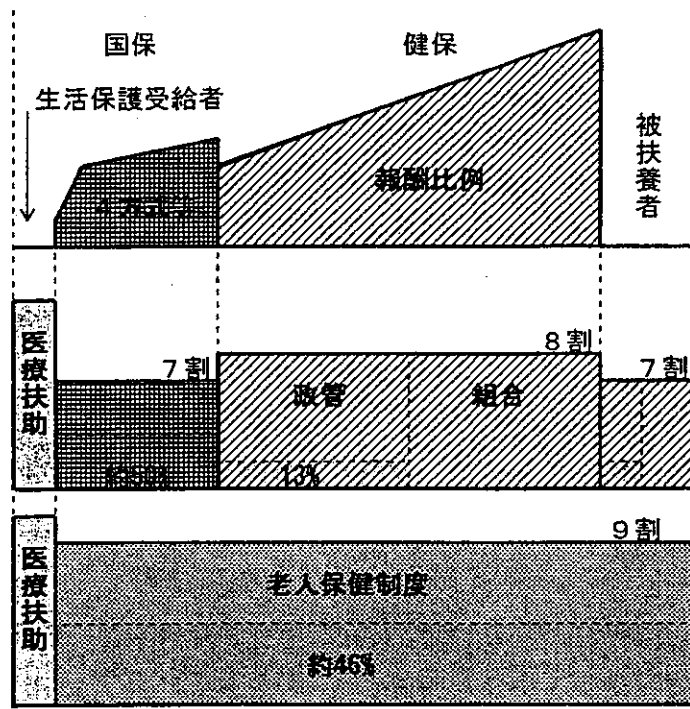
## 医療

負担

給付

70歳未満

70歳以上

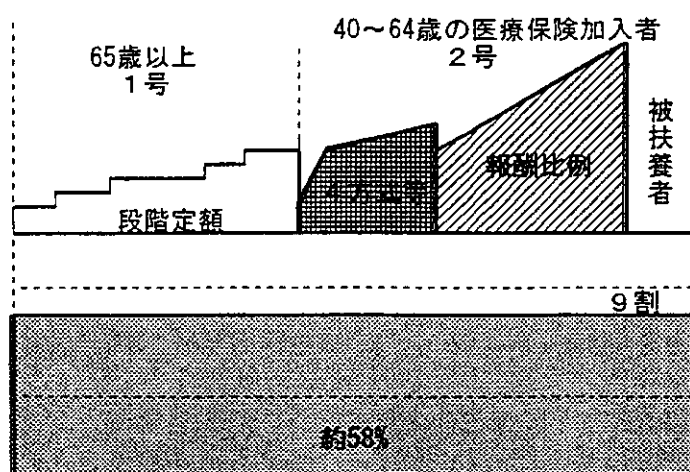


※4方式：保険料の賦課基準のひとつ。応益割の①被保険者均等割、②世帯別平等割、③所得割、④資産割からなる。

## 介護

負担

給付



※対象：40歳以上

※65歳以上(1号)の保険料は、年金から自動徴収

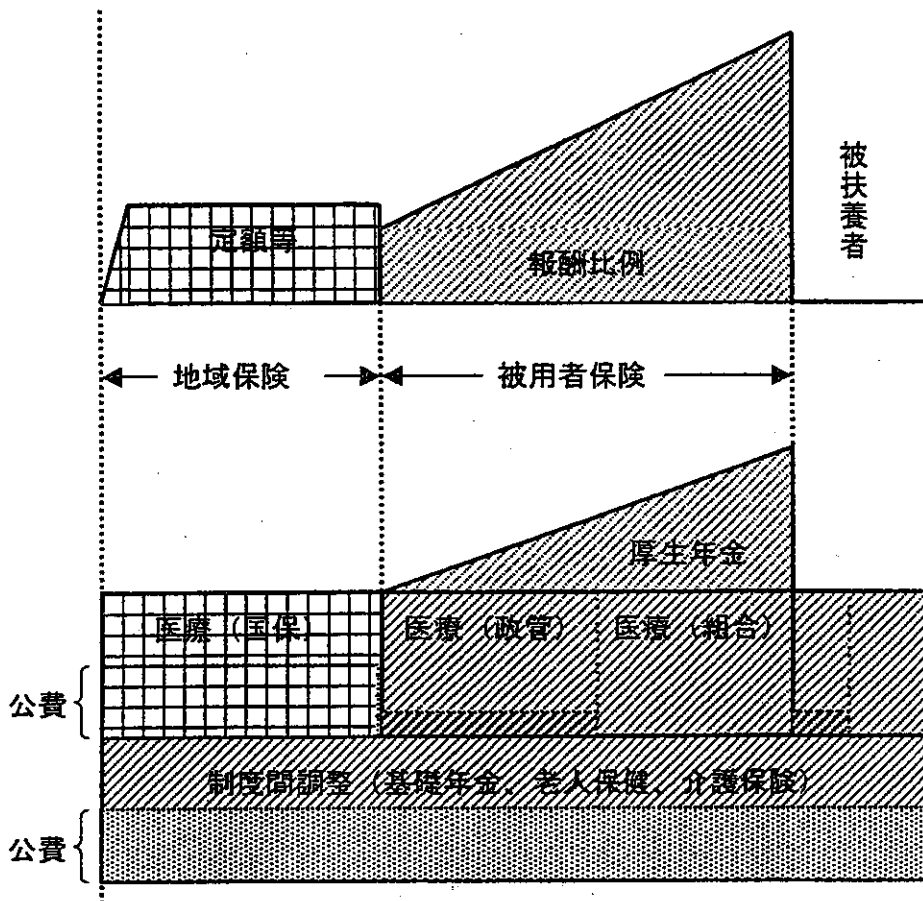
※65歳以上の生活保護受給者（段階定額の最低額部分）は、保険料分を生活扶助で加算されるとともに、給付に当たっては自己負担分について介護扶助を支給

# 社会保障制度の現状

## 【概念図】

<負担>

<給付>



## 【皆保険・皆年金】

- 我が国の社会保障制度において、年金、医療、介護については、負担能力のない低所得者も含め一定年齢範囲の全国民に社会保険の加入義務を課すことを原則とした皆保険制度となっており、全国民に必要な給付が行われることとなっている。

しかし、国民年金未加入者や生活保護受給者のように、社会保険による負担と給付が行われていない者もいる。また、保険料が引き上げられていく中、国民年金保険料の免除者・未納者が増加しており、こうした人々は十分な給付を受けていない状況にある。

年金	医療	介護
皆保険・皆年金		
<p>【例外】 未加入者 99万人 (参考) 未納者 265万人 免除者 443万人 ※ 国民年金免除者は、基礎年金を全額は受給できない(全額免除期間は3分の1)</p>	<p>【例外】 生活保護(医療扶助)受給者は、国民健康保険から外れている。</p>	<p>○第1号被保険者(65歳～) → 生計が困難な低所得者も被保険者。生活保護(生活扶助)を受給しつつ、保険料を拠出。 ○第2号被保険者(40～64歳) → 医療保険と同じ</p>

【低所得者対策】

- 基本的に、市町村民税世帯非課税者を低所得者として保険料の減免等が行われており、さらに所得の低い者に対して、より手厚い措置が講じられている。

年 金	医 療	介 護
<p>〔保険料（国年）〕</p> <p>① 控除後の所得が68万円以下の者 → 申請により半額免除</p> <p>② 市町村民税非課税者 → 申請により全額免除</p> <p>※ ①②とも、世帯主及び配偶者も同様の基準を満たすことが必要</p>	<p>〔保険料（国保）〕</p> <p>応益保険料について、所得に応じ、3区分に分けて、保険料を軽減。</p>	<p>〔保険料〕</p> <p>所得に応じ、5段階に分けて保険料を徴収（うち2段階が軽減）。</p> <p>① 市町村民税世帯非課税者 ② 市町村民税世帯非課税かつ老齢福祉年金受給者、生活保護受給者</p>
<p>〔給付（国年）〕</p> <p>負担に応じて給付を行う仕組みとなっており、免除者は、基礎年金を全額は受給できない。</p> <p>① 半額免除期間 → 3分の2</p> <p>② 全額免除期間 → 3分の1</p>	<p>〔給付〕</p> <p>高額医療費制度の自己負担限度額等について、所得に応じ軽減。</p> <p>① 市町村民税世帯非課税者 ② 全ての世帯員の所得が一定基準以下の世帯に属する者等</p> <p>※ ②は、老人保健（改正後）の場合。対象者数は、老人医療受給者数のうち①の約半数。</p> <p>※ 高齢者は、若人に比べ手厚い給付となっている</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健保 8割（7割）</li> <li>・国保 7割</li> <li>・老人保健 9割</li> </ul>	<p>〔給付〕</p> <p>高額介護サービス費制度の自己負担限度額等について、所得に応じ軽減。</p> <p>① 市町村民税世帯非課税者 ② 市町村民税世帯非課税かつ老齢福祉年金受給者、生活保護受給者</p>

【被用者保険と地域保険の制度間調整】

- 被用者保険と地域保険が分立しており、地域保険の脆弱性を制度間で調整している（基礎年金、老人保健、介護保険）。

しかし、地域保険が産業構造の変化や高齢化で一層脆弱化していることや、保険料が移転されていることに被用者の不満が高まっているという問題がある。

年金	医療	介護
(被) 厚生年金等 (地) 国民年金 ↓ 基礎年金により制度間調整。 → 各制度から拠出金を納付  <参考> 被保険者数の割合 (厚年等：国年) 50：50 → 65：35 (S36) (H11)	(被) 健康保険等 (地) 国民健康保険 ↓ 高齢者について、老人保健制度により制度間調整。 → 各制度から拠出金を納付 ※ 退職者医療も、制度間調整の仕組み。	介護保険制度は、市町村を被保険者とする全国単一の保険。しかし、負担面において、医療保険の考え方を前提として徴収。 ○第1号被保険者（65歳～） → 市町村が保険料徴収。 ○第2号被保険者（40～64歳） → 医療保険者（健保・国保）が医療保険料として徴収し、納付金として一括納付。

【社会保険料と公費の組み合わせ】

- 年金、医療、介護の財政方式は、社会保険方式であるが、現在の社会保障の財源は、社会保険料を中心としつつ、公費（税）との組み合わせで成り立っている。
- 公費投入は、主に拠出が困難な者も保険制度においてカバーして適切な保障を及ぼすという観点などから行われており、老人保健、介護保険については、既に給付費の約半分に、年金については基礎年金の3分の1に、公費が投入されている。また、特に、地域保険に重点的に公費が投入されている。

<公費投入割合の比較>

年金	医療	介護
(基礎年金) 3分の1 ※ H16年までに2分の1に引き上げることとされている	(政管) 13% (国保) 50% (老人保健) 約46% ※ 給付費の30%が公費 ※ その他、拠出金（給付費の70%）のうち、政管の16.4%、国保の50%は公費	約58% ※ 給付費の50%が公費 ※ その他、納付金（給付費の33%）のうち、政管の16.4%、国保の50%は公費

【所得比例拠出と定額拠出】

- 基本的に、被用者保険についてのみ、所得比例拠出となっている。地域保険及び介護保険については、所得把握の困難を理由に、定額拠出又は定額拠出と所得比例拠出等との組み合わせとなっている。
- 賦課ベースについては、国民健康保険を除き、所得のみに保険料が賦課されている。国民健康保険においては、資産に保険料を賦課することができる。

年金	医療	介護
(被用者保険) 所得比例拠出		○第1号被保険者(65歳～) → 所得に応じた定額拠出(5段階)
(国年) 定額拠出 ※ 低所得者について、保険料免除制度あり(全額、半額)。	(国保) 4方式 ※ 定率の応能負担(所得割、資産割)と定額の応益負担(被保険者均等割、世帯別平等割)の組み合わせ。 ※ 低所得者について、応益保険料の軽減制度あり。	○第2号被保険者(40～64歳) → 医療保険と同じ

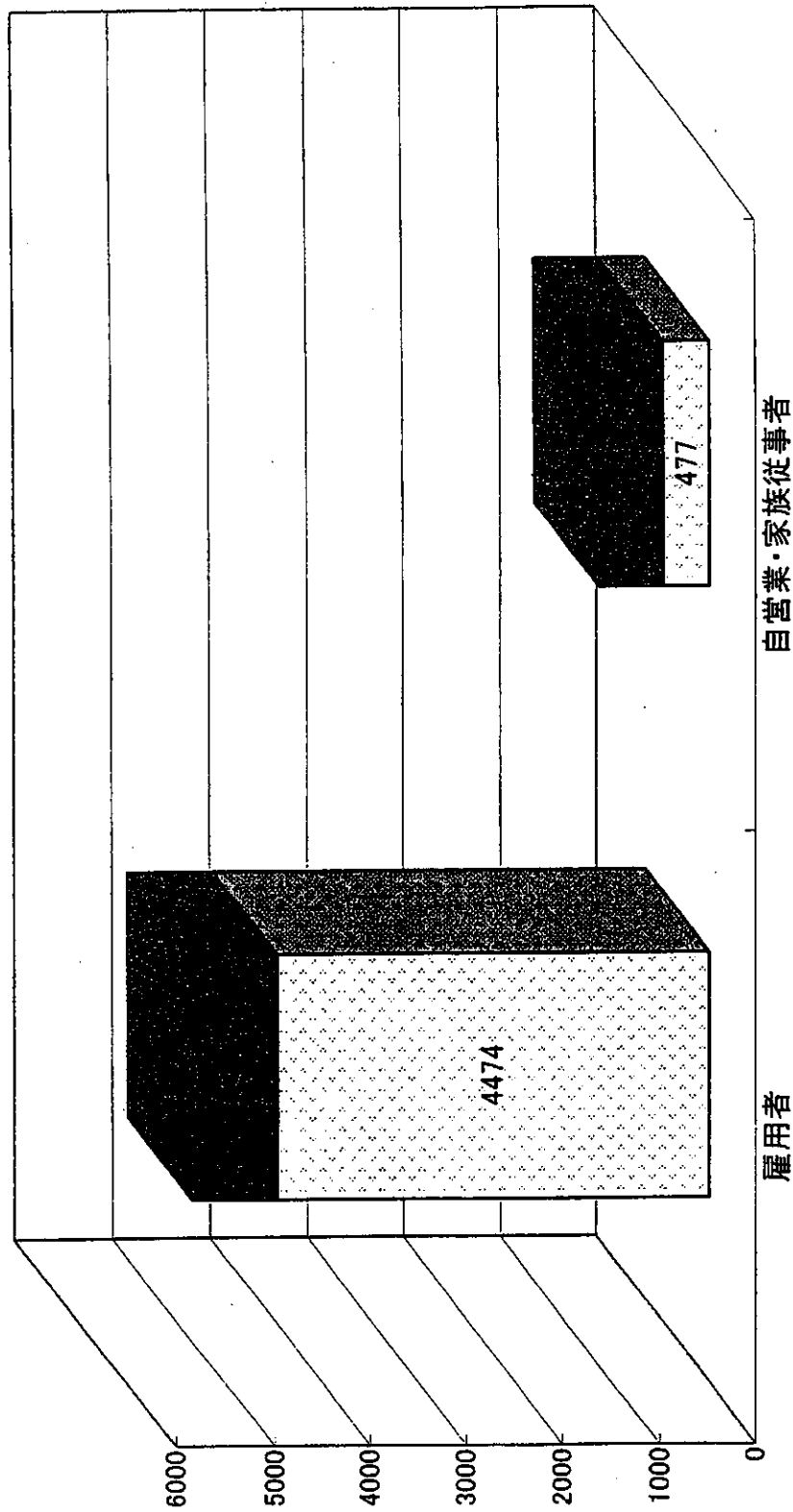
【被扶養者等の取扱い】

- 被用者保険の場合、被扶養(配偶)者については、個人として保険料を負担せず、被保険者が加入する制度全体で負担する仕組みとなっている。

年金	医療	介護
(被用者保険) 被扶養(配偶)者は保険料負担なし		[65歳～] 第1号被保険者として保険料を負担。
(国年) 20歳以上60歳未満の者のうち、被用者保険の被保険者・被扶養配偶者を除く全員が第1号被保険者となり、世帯主が一括して保険料を負担。 ※ 被用者保険の被保険者(第2号被保険者)は、被用者保険の被保険者として、保険料を負担。 ※ 被用者保険の被扶養配偶者(第3号被保険者)は、保険料負担なし。	(国保) 被用者保険の被保険者・被扶養者、生活保護受給者等を除く全員が国民健康保険の被保険者となり、世帯主が一括して保険料を負担。	[40～64歳] 医療保険と同様。医療保険の被保険者は、第2号被保険者として医療保険を通じて保険料を負担。 [40歳未満] 被保険者ではなく、保険料負担なし。

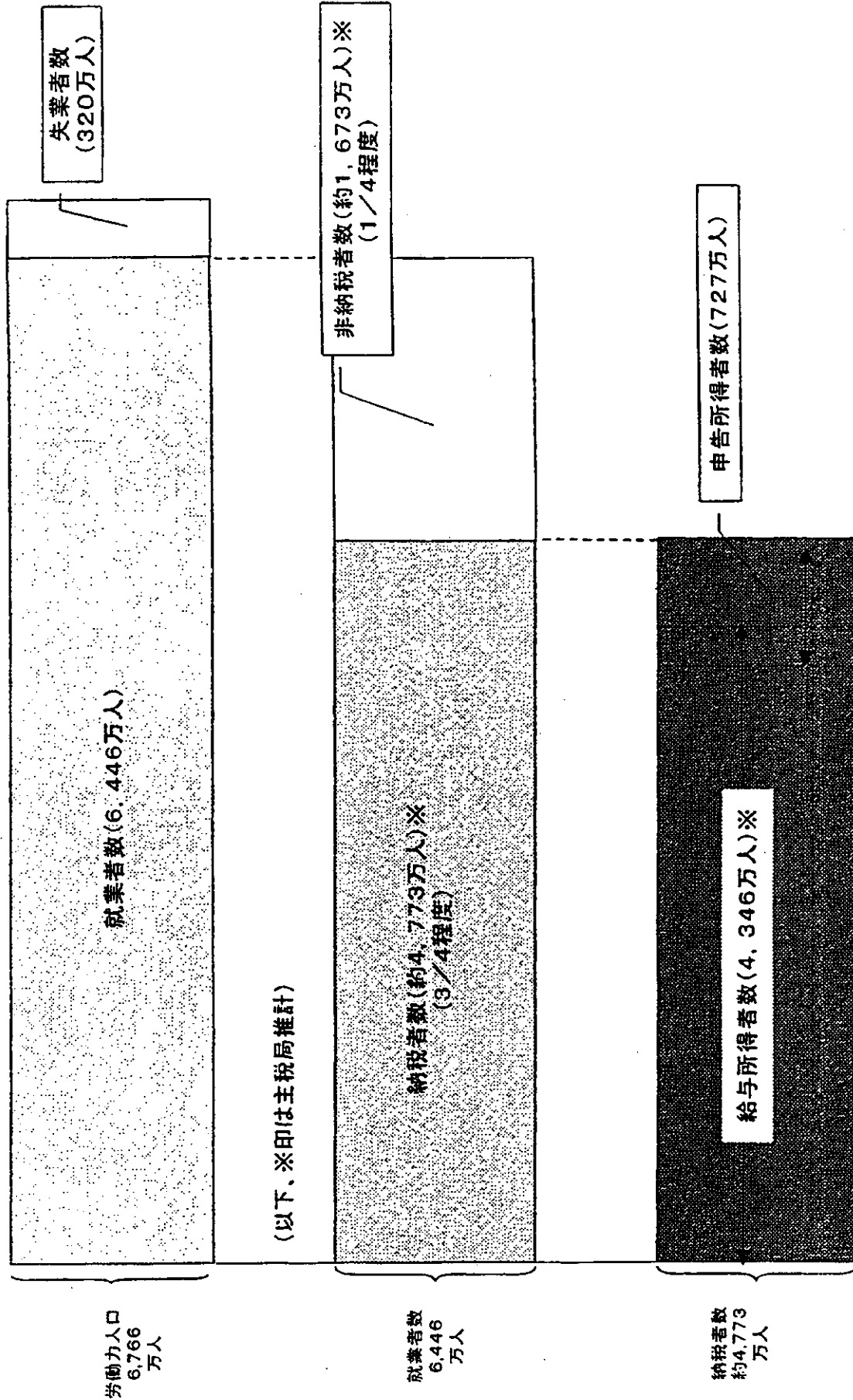
# 就業職種別所得税課税状況(平成11年分)

□ 納税者数 ■ 非納税者数



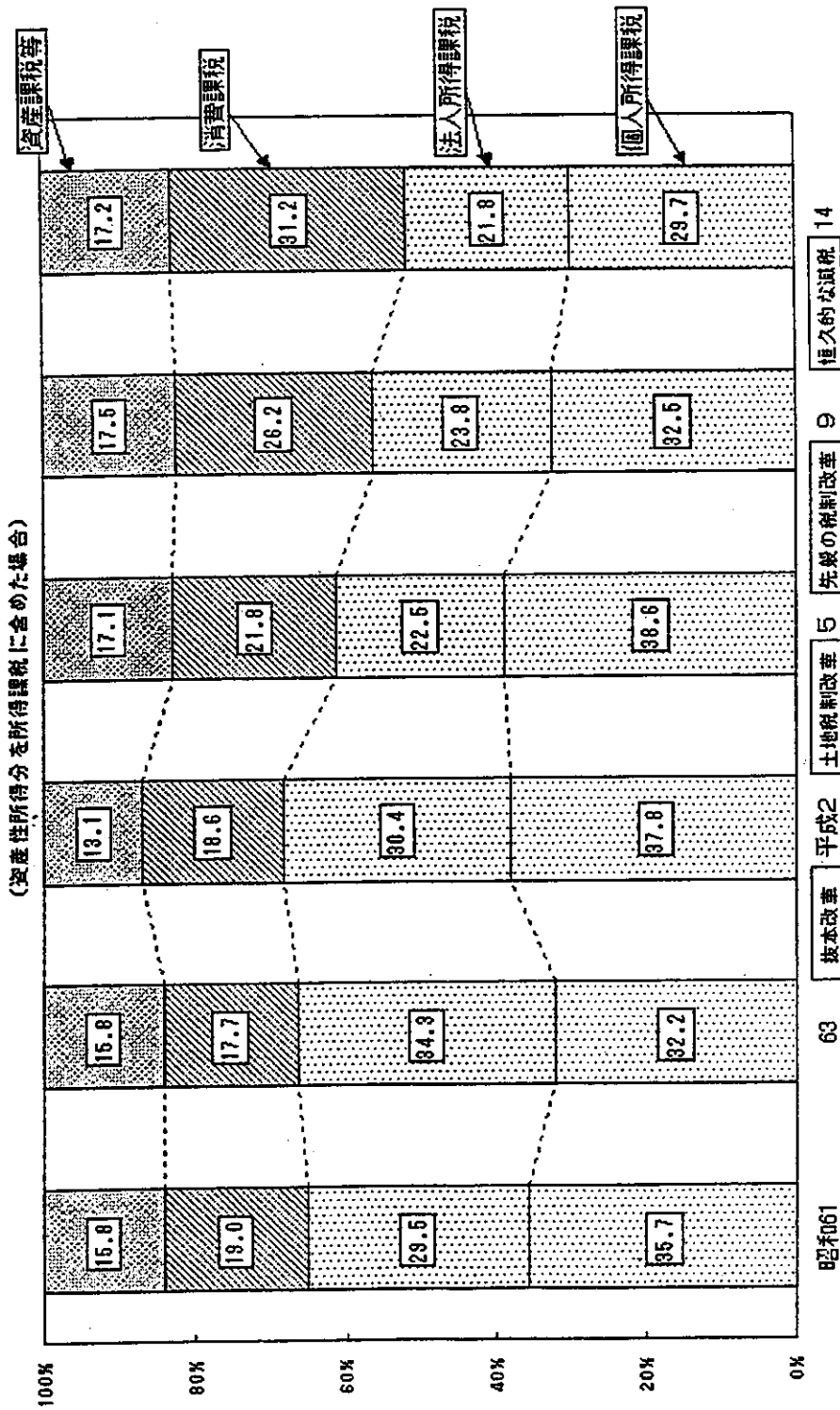
就業者数:「労働力調査」  
 納税者数:「財務省の推計」  
 納税者数内訳は社会保障担当参事官室で申告・源泉の別より雇用形態を仮定  
 非納税者数:就業者数－納税者数

# 所得税の納税者数(平成12年分)



(備考) 1. 納税者数等は、「平成12年労働力調査年報」(総務省)による。  
 2. 納税者数は、給与所得者(納税者)と申告所得者(納税者)の合計から、重複分として、申告納税者のうち給与所得に対する源泉徴収をされた者を控除して計算した。  
 3. 給与所得者(納税者)は、「平成12年分民間給与の実態」(国税庁)及び源泉所得税の課税実態から推計した。  
 4. 申告所得者(納税者)は、「平成12年分申告所得税の実態」(国税庁)による。

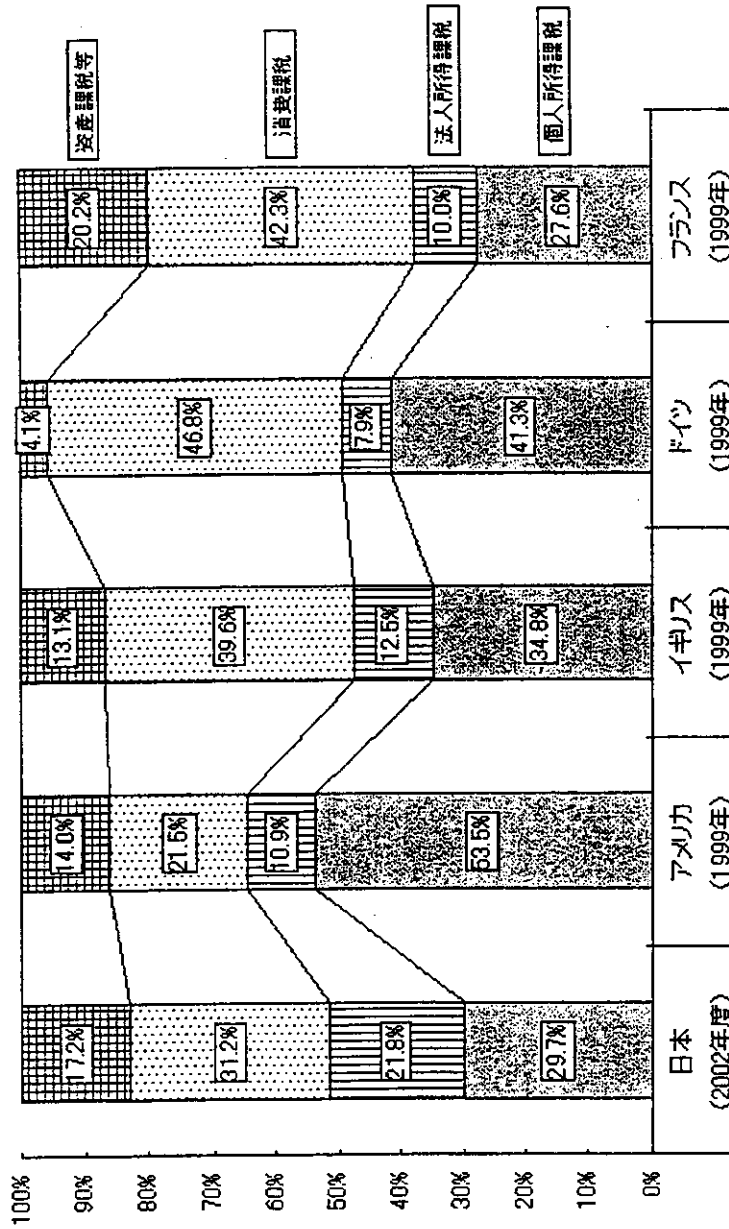
# 所得・消費・資産等の税収構成比の推移(国税+地方税)



(注) 平成9年度までは決算額、平成14年度については、国税は予算額、地方税は見込額による。



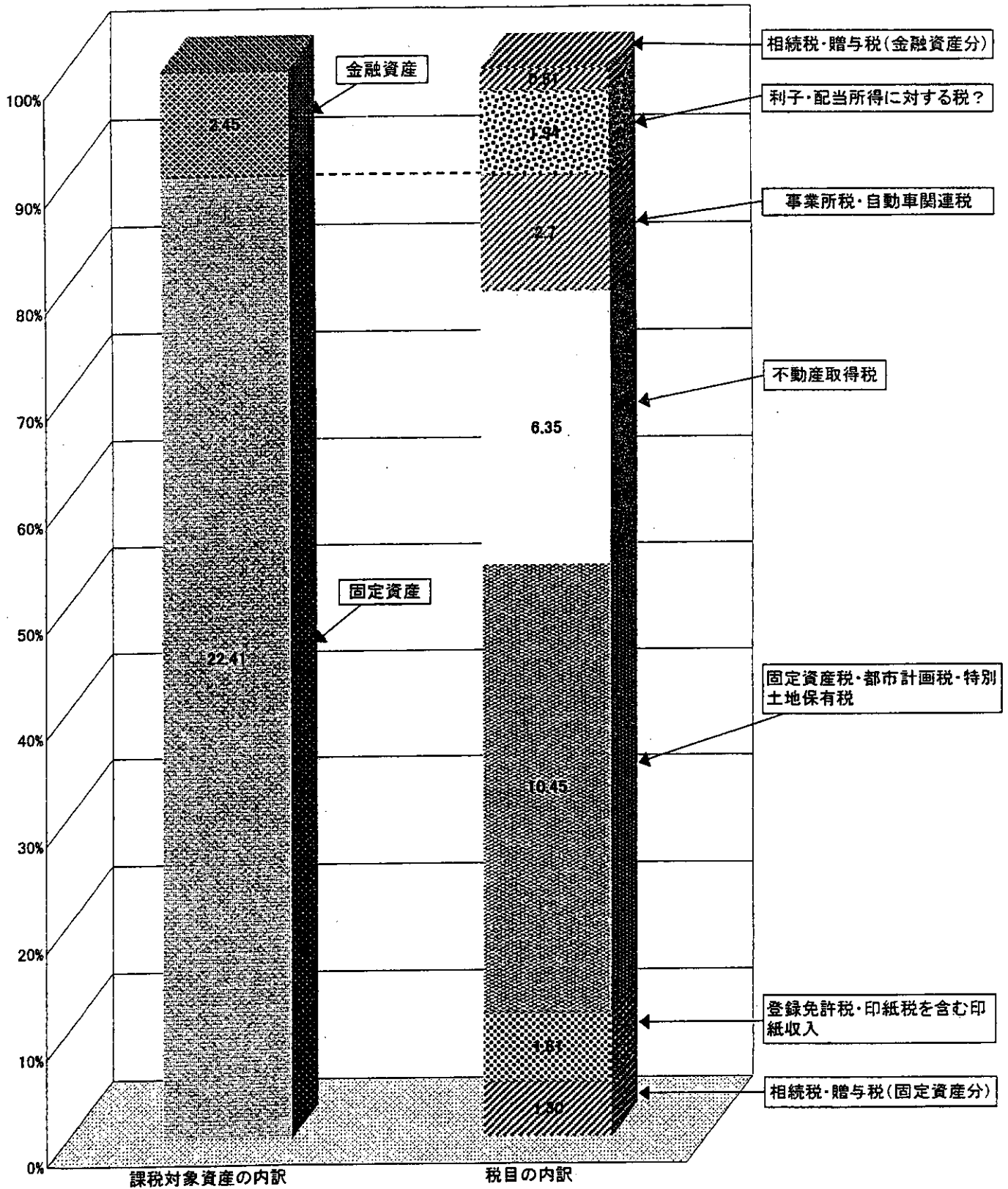
### 所得・消費・資産等の税収構成比の国際比較(国税+地方税)



(備考)

1. 日本は平成14年度予算ベース。諸外国は「Revenue Statistics 1965-2000 (OECD)」により作成
2. 所得課税には資産性所得を含む。

## 資産に対する課税(課税対象資産・税目の内訳)



(注)グラフ上の数値は平成10年分の税収(決算ベース)で、単位は兆円。

「利息・配当所得に対する税」及び「相続税・贈与税」は国税庁統計年報書の統計に基づく。また、「相続税・贈与税」における「(固定資産分)」は土地、家屋・構築物、事業(農業)用財産、家庭用財産、立木等の合計を、「(金融資産分)」は有価証券、現金・預貯金、生命保険金、退職金及び功労金等の合計を指す。それぞれの税収は、相続税・贈与税納付総額を財産価額により按分して算出。

「登録免許税・印紙税を含む印紙収入」は、「租税及び印紙収入・収入額調」(財務省)に基づく。

地方税については「税収の状況」(総務省)に基づく。また、「自動車関連税」は、自動車税、自動車取得税、軽自動車税を指す。

## 課税のメリット・デメリット

	メリット	デメリット
所得課税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ より大きな経済力を有する人にはより多くの負担を求める「垂直的公平」に優れています。</li> <li>・ 各種控除などできめ細かい配慮が可能になります。</li> <li>・ 景気の状態により税収が変動することで、税制が景気安定化機能（ビルト・イン・スタビライザー）を果たします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 累進構造による負担累増感が勤労意欲や事業意欲を阻害するおそれがあります。</li> <li>・ 所得の正確な捕捉は必ずしも容易ではなく、給与所得、事業所得などの所得の種類により課税ベースの把握に差が生ずるおそれがあります。</li> <li>・ 法人所得課税においては、景気に対する税収の変動が大きいとの特徴があります。また、過半を越える法人が赤字となっているため、生産性が高く黒字となっている法人のみに負担を求めることとなります。</li> </ul>
消費課税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経済力が同等の人々には同等に負担を求める「水平的公平」に優れ、「世代間の公平」にも適します。</li> <li>・ 消費に広く薄く負担を求めることができ、社会の活力維持及び安定的な税収の確保ができます。</li> <li>・ 社会の財・サービスを生産することで得られる所得に課税するよりも、その財・サービスを消費する際に課税する方が望ましいとのいわゆる支出税的な考え方があります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 担税者の個々の事情を配慮しにくい面があります。</li> <li>・ 所得に対する負担の逆進性については、ヨーロッパ並みに高い負担水準の下では、一定の配慮が必要になります。</li> </ul>
資産課税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経済社会のストック化に対応し、資産格差の是正、所得課税の補完の観点から「垂直的公平」の確保に適します。</li> <li>・ 赤字法人であっても、資産があれば、負担を求めることが可能となります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資産性所得課税の場合、その捕捉の困難さ、勤労性所得との負担のバランスをどう考えるかといった難しさがあります。</li> <li>・ 資産保有課税の場合、キャッシュフローがないところに課税する難しさがあります。</li> </ul>

出典：これからの税制を考える ―経済社会の構造変化に臨んで―（平成9年1月）

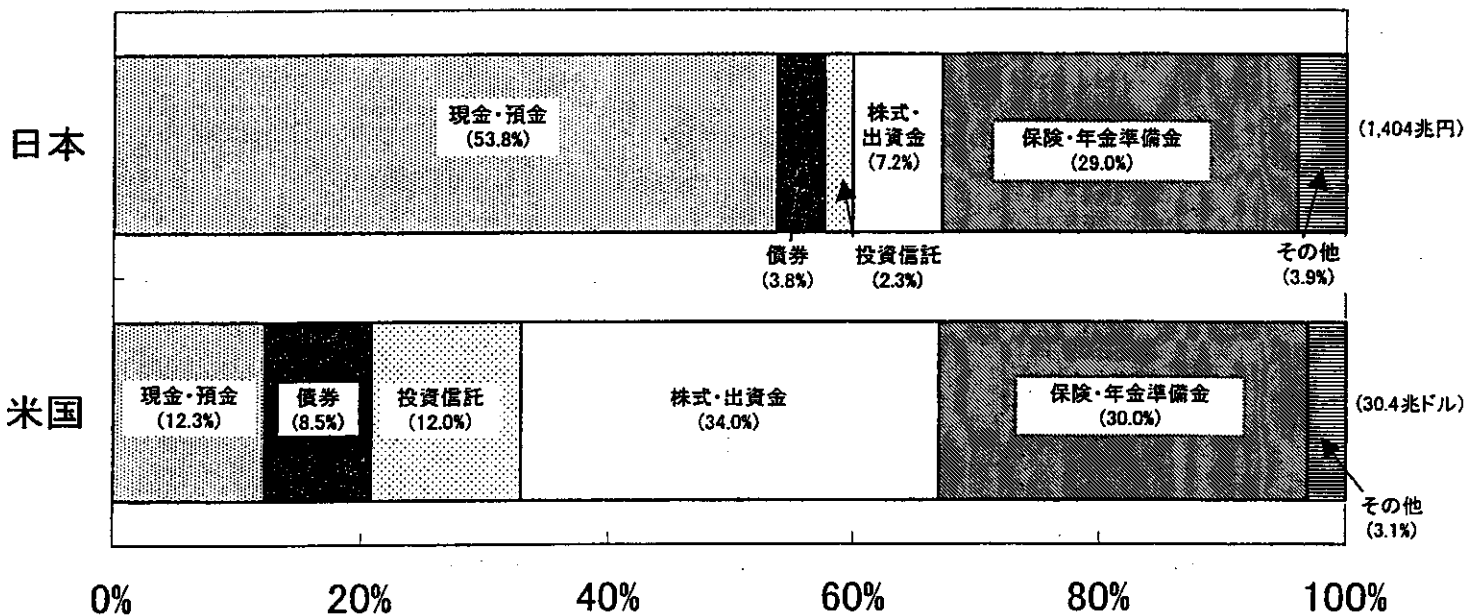
## わが国の個人金融資産について

わが国の個人金融資産は、資金循環統計（日本銀行）によると、2000年12月末時点で1,425兆円となっている。

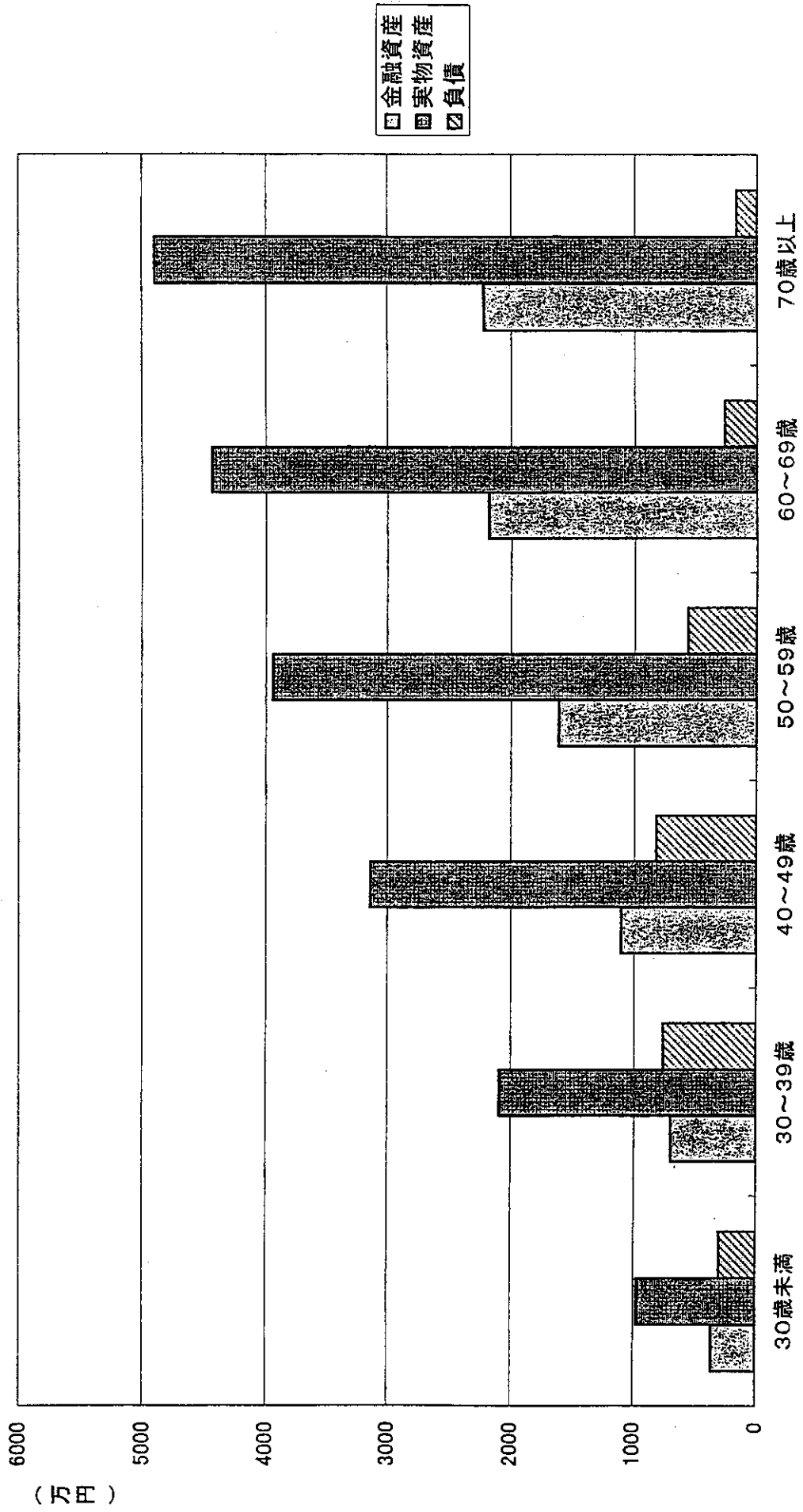
※ 資金循環統計の定義上、企業年金等に関する年金準備金、預け金（ゴルフ場預託金等）、個人事業主（個人企業）の事業性資金も含まれている。

なお、2001年9月末時点における日米の個人金融資産の資産構成は、下記のとおりとなっている。

### 家計の資産構成(2001年9月末)

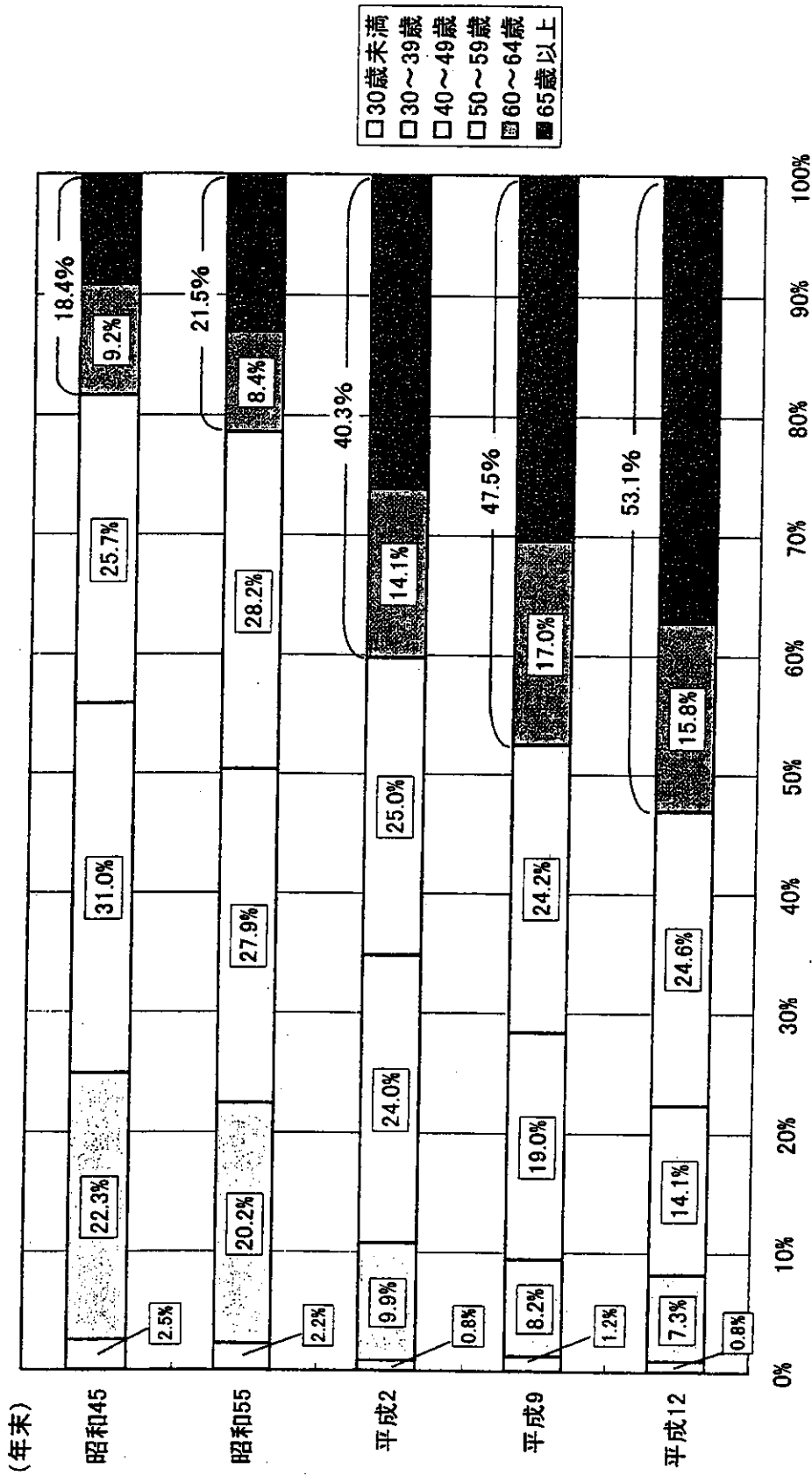


日本の世帯主年齢階層別資産残高



出所:平成11年全国消費実態調査報告(総務省)

# 世帯主の年齢階級別貯蓄の現在高(構成比)



(資料)総務省「貯蓄動向調査」より試算。  
 (注)貯蓄動向調査は、二人以上の一般世帯(単身世帯等を除く)を調査対象としている。また、世帯主とは、名目上の世帯主ではなく、家計の主たる収入を得ている者をいう。  
 なお、同調査における貯蓄とは、「通貨性預貯金、定期性預貯金、有価証券(株式、国債、地方債等)、生命保険等、金融機関外への預貯金(社内預金、共済組合、互助会への預貯金等)」である。

## 高齢者世帯の所得水準等

・ 高齢者世帯の所得は現役世帯の所得よりも低いが、世帯人員が少ないため、1人当たり所得にすれば遜色ない水準（－7%程度）となっている。しかも教育費等がないため消費支出が少なく、住宅ローンがない（貯蓄が多い）。

\* 高齢者世帯の1世帯当たり所得323万円（全世帯平均では658万円）

高齢者世帯の1人当たり所得は207万円（全世帯平均では223万円）

（H10国民生活基礎調査）

\* 高齢者世帯の消費支出23.8万円（教育費9万円）、貯蓄現在高2100万円、負債68万円  
現役世帯の消費支出29.1万円（教育費1.4万円）、貯蓄644万円、負債510万円

（H6全国消費実態調査）

・ 家計ベースの将来推計を見ても、高齢者の保険料負担は大きくなるものの、現役世代に比べての所得比が低くなることはなく、経済成長が続く限り可処分所得は増加するため、生活水準は高くなっていく。

\* 高齢者世帯（勤労者OB）の可処分所得 94.9%（2000）→91.0%（2025）

現役世帯（勤労者）の可処分所得に対する比 74.1%（2000）→76.7%（2025）

（厚生労働省推計）

・ また、高齢者への給付は現役世代への給付よりも大きくなっている。

\* 高齢者世帯の拠出計41.0万円、受給計286.0万円、再分配係数172.7%

\* 全世帯平均の拠出計110.3万円、受給計127.2万円、再分配係数2.8%

（H8再分配調査）

・ 以上は平均像であり、高齢者間には所得格差が大きいことに注意。中央値をとると、高齢者世帯の1人当たり所得は154万円と全世帯での182万円に比べ、約15%少ない。

・ なお、「世代間不公平」については、厚生年金制度における負担と給付の関係がよく議論される。

昭和4年生・72歳 年金給付6800万円、保険料負担1300万円（本人700万円）

平成21年生・8歳 年金給付4900万円、保険料負担7700万円（本人3900万円）

・ 一方、世代会計を考えた場合には、「将来の高齢世代＝現在の現役世代」の負担を今から増やしていくことが必要という意見もある。

# 国民健康保険における負担の賦課について

## 1 仕組み

### (1) 標準賦課総額の算出

市(区)町村等の保険者が、その年度に必要な療養の給付及び療養費の支給に要する費用の見込総額から、療養の給付についての一部負担金の見込総額を控除した額の100分の65に相当する額が標準賦課総額となる。

### (2) 標準賦課総額の按分

標準賦課総額を以下のいずれかの方式に従い按分し、保険者としての所得割総額等を算出する。

4方式	所得割総額	100分の40
	資産割総額	10
	被保険者均等割総額	35
	世帯別平等割総額	15
3方式	所得割総額	100分の50
	被保険者均等割総額	35
	世帯別平等割総額	15
2方式	所得割総額	100分の50
	被保険者均等割総額	50

### (3) 各人ごとの負担額

標準賦課総額に関する方式区分に応じて、世帯主及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額等の合算額が各人ごとの負担額となる。

所得割額：所得割総額を所得金額（又は市町村民税所得割額）で按分

資産割額：資産割総額を固定資産税額で按分

被保険者均等割：被保険者均等割総額を国民健康保険の被保険者総数で等分

世帯別平等割：世帯別平等割総額を国民健康保険の世帯総数で等分

## 2 経緯

### (1) 国民健康保険制度の経緯

昭和2年1月	健康保険法施行
昭和13年7月	国民健康保険法施行
昭和23年7月	国民健康保険法改正（原則として市町村を保険者とする）
昭和26年4月	国民健康保険税の創設（地方税法改正）

### (2) 国民健康保険の負担の賦課

#### ① 国民健康保険制度創設当初の保険料の賦課

→ 戸数割税額に応じた保険料

※ 戸数割税とは、地方税規則（明治11年）により設けられた個人住民税の一種で、現住して一家をなすもの全てに課税され、各戸の資力算定の基礎として、住家坪数のほか、所得額、資産状況等が考慮された。昭和15年、市町村民税の創設に伴い廃止された。



② 国民健康保険税創設までの保険料の賦課

→ 保険料の賦課は、「資力割、人頭割、平等割を考慮して等級は10階級以下とする。右の資力割、人頭割、平等割の割合は、おおむね5：3：2とする。」という指導がとられていた。

③ 国民健康保険税創設以後の保険料（税）の賦課

→ 前記の3つの方式からいずれかを採用。

	資力割		人頭割	平等割
	所得割	資産割	被保険者均等割	世帯別平等割
旧 保 険 料	50		30	20
新保険料・保険税	40	10	35	15
応 益 応 能	応能主義		応益主義	

3 資産割の考え方

- 社会保険の建前からいえば、保険料（税）は、被保険者の資力（所得）に応じて賦課することが望ましい。
- しかし、①国民健康保険の被保険者である一般国民の所得を正確に把握することは、被用者の場合に比べ困難であるし、②被保険者相互の所得の格差も著しいので、所得のみに応ずる保険料（税）賦課方式を採用すると、一部階層の負担を過重にするおそれがある。
- このため保険料（税）は、被保険者世帯の所得、資産、家族構成等を考慮して賦課することとした。  
（以上、「国民健康保険二十年史」（全国国民健康保険団体中央会、昭和33年10月）より）
- この中で資産割額は、国民健康保険料（税）の賦課額のうち、応能原則における所得割額を補完する役割を持たせるために設けられたものであるとされている。  
（「詳解国民健康保険」（厚生省保険局国民健康保険課、昭和35年9月）より）
- もっとも資産割額の算定の基礎となる固定資産税については、今日では「資産の保有と市町村の行政サービスとの間に一般的な受益関係が存在するため」（「わが国税制の現状と課題—21世紀に向けた国民の参加と選択—」（政府税制調査会、平成12年7月）より）に課税されるもの、との説明がなされており、応能というよりも応益の性格が濃くなっているとも考えられる。

4 市町村における賦課の状況

(1) 保険料・保険税別の賦課状況（平成11年度国民健康保険税に関する調）

	4方式	3方式	2方式	計
保険税	2,722	204	13	2,939
保険料	204	76	30	310
計	2,926	280	43	3,249

(2) 保険者の規模（被保険者数）別の賦課状況（平成10年度）

被保険者数	5千人未満	5千人～1万人	1万人～5万人	5万人～10万人	10万人～20万人	20万人以上	計
4方式	1,774	607	506	41	10	0	2,938
3方式	79	43	88	26	21	12	269
2方式	3	0	7	14	11	7	42

## フランスのCSGについて

### 1. CSG導入の理由

フランスにおいては、社会保障に関する新たな負担を国民に求めるに当たり、保険料、間接税、所得税といった選択肢が考えられたが、それぞれ以下のような問題点があり、一般社会拠出金（CSG）という社会保障目的税が91年2月に創設された。

#### ①保険料

フランスの法人企業の公的負担（租税と社旗保険料）がきわめて高く、さらなる保険料の引き上げはフランスの国際競争力の観点から望ましくないこと。

#### ②間接税

フランスの付加価値税はヨーロッパでも有数の高い税率（一般税率20.6%）になっており、付加価値税の引き上げは取りえない選択であったこと。

#### ③所得税

フランスの所得税は、課税ベースが小さく、また、累進性が高いことから所得税の引き上げも取りえない選択であったこと。

### 2. CSGの概要

課税単位：個人

課税対象：高齢者の所得や資産性所得（これらの所得は社会保険料を課されていない）を含むほとんど全ての個人の所得

税率：7.5%

充当先：1.1%分が全国家族手当金庫、1.3%分が老齢連帯基金（FSV）、5.1%分が疾病保険金庫

徴収方法：勤労性所得（給与等）及び代替的所得給付（退職年金等）に関しては源泉徴収され、資産性所得（不動産所得等）に関しては所得税徴収方式（申告）となっており、所得税とともに徴収される。

※フランスにはCSGの他に、以下のような社会保障目的税があるが、これらの課税対象はCSGとほぼ等しい。

#### ①CRDS

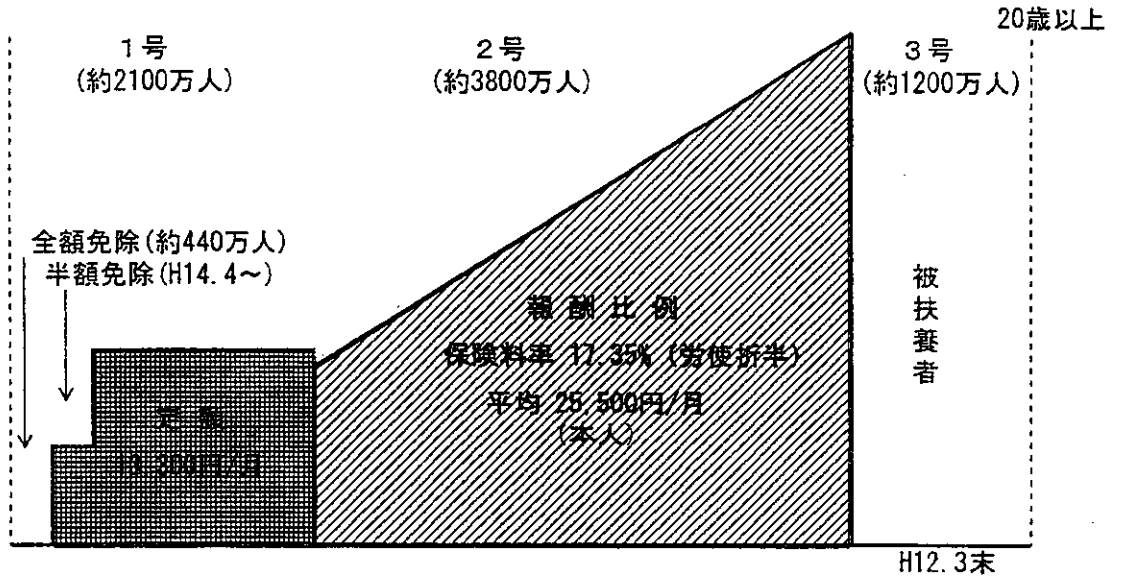
0.5%の税率で、社会保障債務償却金庫に充当される

#### ②2%税

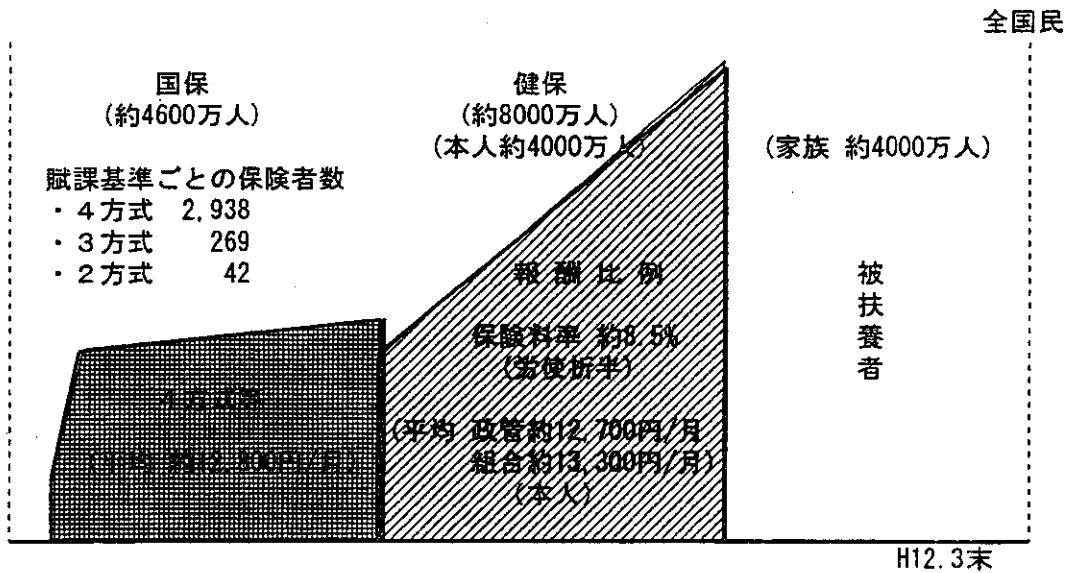
2%の税率で、全国家族手当金庫及び全国老齢保険金庫に充当される

# 各社会保険制度の保険料等について

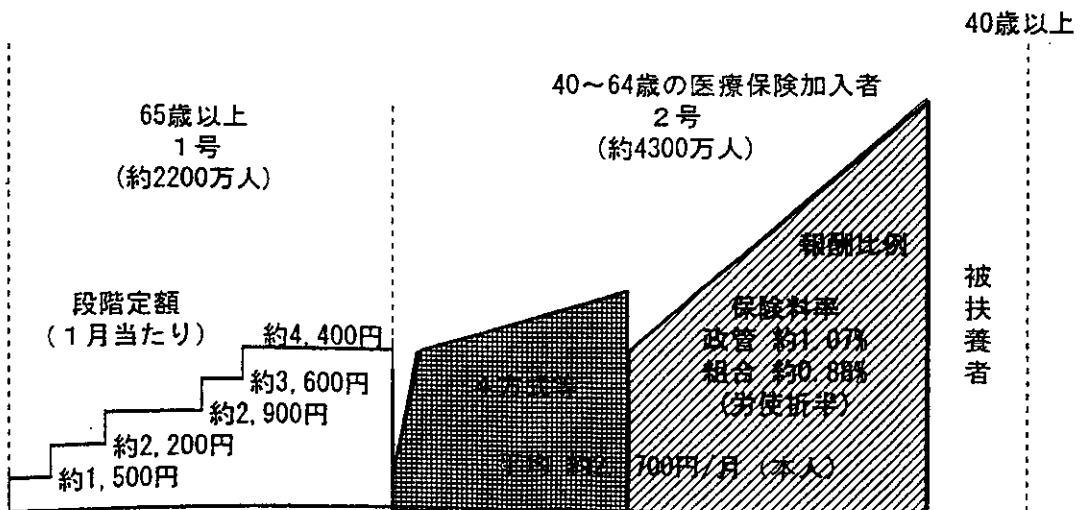
## 年金



## 医療



## 介護



## 公的年金に関する課税

### 1. 公的年金課税の概要

拠出段階：社会保険料控除により全額が所得控除

給付段階：公的年金等控除

### 2. 公的年金等控除の概要

公的年金の収入については、所得税法上「雑収入」として扱われ、以下のよ  
うな公的年金等控除の措置が講じられている。

- ①定額控除           100万円  
    (65歳未満の者については50万円)
- ②定率控除(定額控除後の年金収入)
  - 360万円までの部分   25%
  - 720万円までの部分   15%
  - 720万円を超える部分 5%
- ③最低保障額       140万円  
    (65歳未満の者については70万円)

### 3. 公的年金受給者に係る課税最低限

公的年金受給者に関しては、上記の公的年金等控除に加えて、老年者控除や  
他の所得控除が適用される結果、以下のように課税最低限が給与所得者と比較  
して高くなっている。

	独 身	夫 婦	
		老人配偶者なし	老人配偶者あり
公的年金受給者 (65歳以上)	2,363千円	3,399千円	3,543千円
公的年金受給者 (65歳未満)	1,125千円	2,183千円	2,326千円
給与所得者	1,144千円	2,200千円	